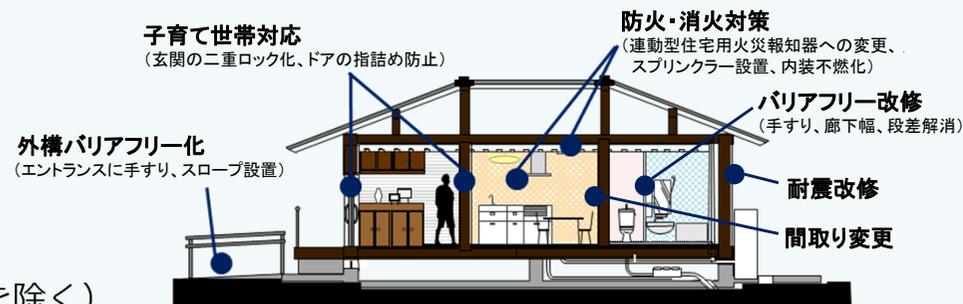


# セーフティネット登録住宅(専用住宅)の改修費支援

令和3年度の経済的支援の内容

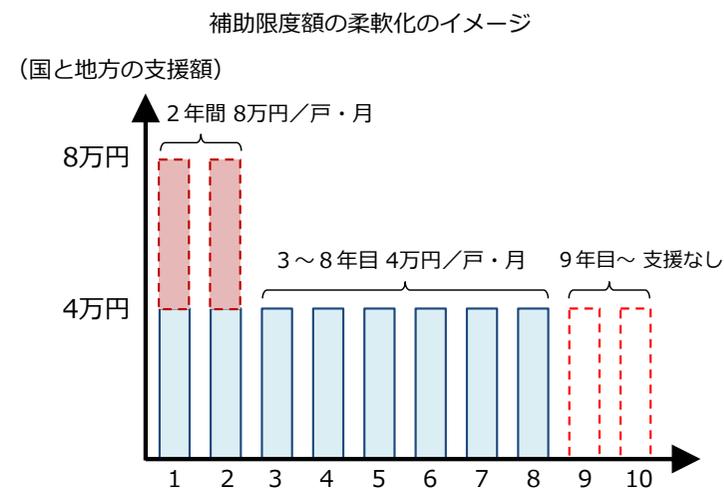
住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

	国による直接補助 (令和2～4年度) 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象 工事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更</li> <li>② バリアフリー改修 (外構部分のバリアフリー化を含む)</li> <li>③ 防火・消火対策工事</li> <li>④ 子育て世帯対応改修 (子育て支援施設の併設を含む)</li> <li>⑤ 耐震改修</li> <li>⑥ 「新たな日常」に対応するための工事 (宅配ボックス、非対面式インターホン、抗菌仕様ドアノブ、非接触型照明スイッチ、換気設備、自動ドア)</li> <li>⑦ 居住のために最低限必要と認められた工事 (従前賃貸住宅を除く)</li> <li>⑧ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事</li> </ul> <p>※ 上記工事に係る調査設計計画 (インスペクションを含む) も補助対象</p>	 <p style="text-align: center;">＜対象改修工事のイメージ(例)＞</p>
補助率・ 補助限度額	国 1 / 3 国費限度額：50万円／戸 ※ ①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円／戸加算 ※ ②を実施する場合であって、エレベーター設置工事を実施する場合、補助限度額を15万円／戸加算 ※ ④を実施する場合であって、子育て支援施設の併設については、1,000万円／施設	国 1 / 3 + 地方 1 / 3
入居対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等</li> <li>・ 低額所得者 (月収15.8万円 (収入分位25%) 以下)</li> <li>・ 被災者世帯</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 (月収38.7万円 (収入分位70%) 以下)</li> <li>・ 低額所得者 (月収15.8万円 (収入分位25%) 以下)</li> <li>・ 被災者世帯</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
家賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅に準じた家賃の額※以下であること。 (75㎡以上の一戸建て、長屋建てはその1.5倍以内の額)</li> <li>※ 公営住宅に準じた算定式による50㎡の住戸の家賃額 (例 東京都文京区：6.7万円、大阪市：6.4万円、静岡市：5.4万円 等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。</li> </ul>
その他 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。</li> <li>・ 情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。</li> </ul>	

# セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃低廉化に係る費用に対して補助を行う。

家賃低廉化に係る補助	
事業主体等	大家等
対象世帯	<p>月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯</p> <p>※ 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）を受給している世帯を除く。</p> <p>※ 住宅扶助（生活保護制度）を受給する場合、最長6カ月までは併用が可能。</p>
補助率・補助限度額	<p>国1/2 + 地方1/2（国費限度額：2万円/戸・月）</p> <p>※ 以下の場合には、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額（24万円）にかかわらず、毎月の国費限度額をそれぞれ以下に定める額までとすることが可能</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により収入が著しく減少（収入減少割合が概ね20%以上）し、家賃の支払いが困難となるなど特別の事情があるとき → 4万円/戸・月</p> <p>② ①以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三大都市圏 → 4万円/戸・月</li> <li>・政令市・中核市（三大都市圏除く） → 3万円/戸・月</li> </ul> <p>※ 公営住宅並み家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする（R2年度までに補助を開始した住宅を除く。）。</p> <p>※ 住宅扶助と併用する場合、合計が住宅扶助基準額を超えないものとする。</p>
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと。
支援期間	<p>・管理開始から原則10年以内等</p> <p>※ ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最長20年間</p>
その他の主要要件	<p>・原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること</p> <p>※ 以下のいずれにも該当する場合に公募要件を適用除外する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地方公共団体が、就労や子育て等を理由に当該住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃低廉化支援を行うことを、賃貸住宅供給促進計画等に位置付けること</li> <li>2) 地方公共団体が、補助対象となる住宅について公募を行うこと</li> <li>3) 他のSN住宅や公的賃貸住宅に対する応募状況等を勘案して、同等の要件を備えた公募中の住宅があり、当該住宅に（ア）応募がない、または（イ）応募があっても、現入居者の方が困窮度が高い場合であって、より困窮度の高い他の入居対象者の入居を阻害しないと認められること</li> </ol>

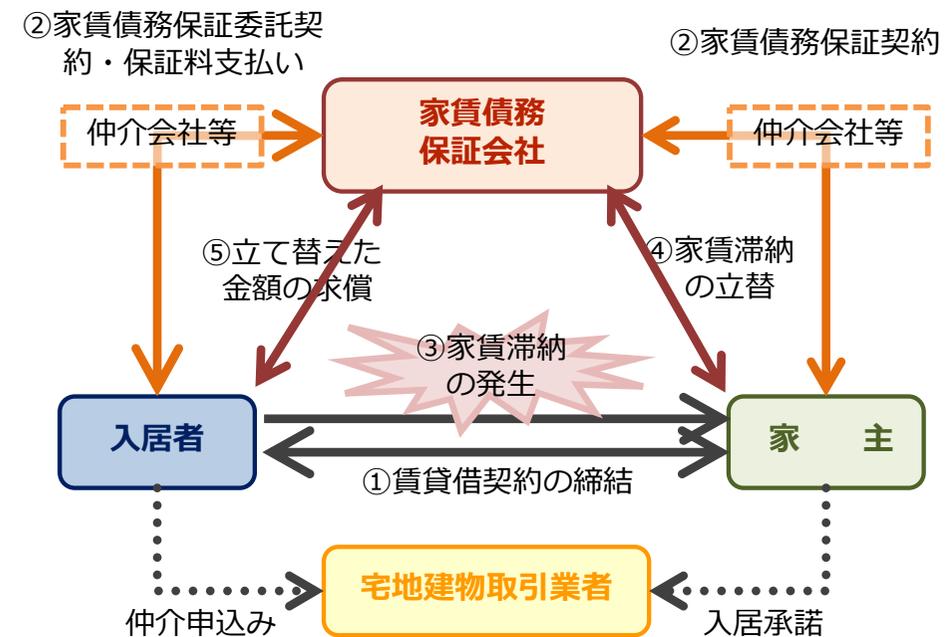


# セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃債務保証料低廉化支援

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃債務保証料等の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

家賃債務保証料の低廉化に係る補助	
事業主体等	家賃債務保証会社、保険会社等
低廉化の対象となる費用	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料
低廉化対象世帯	月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯
補助率・補助限度額	<p>国1/2 + 地方1/2 (国費限度額：3万円/戸) ※ 補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額にかかわらず、家賃低廉化との併用が可能。</p> <p>補助限度額の柔軟化のイメージ (国と地方の支援額)</p>

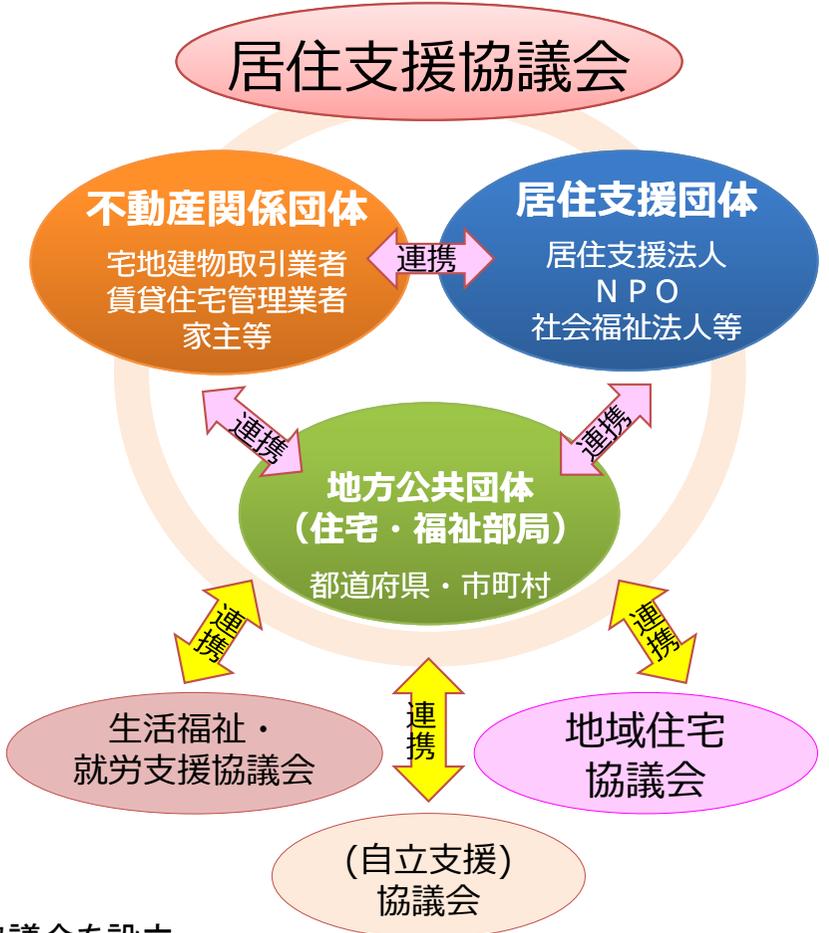
## 【家賃債務保証の概要】



# 居住支援協議会等への活動支援

居住支援協議会、居住支援法人または**地方公共団体**等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う（事業期間：令和2～6年度） ※赤字はR3年度及びR3年3月の拡充事項

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または <b>地方公共団体</b> 等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ <b>地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備</b> 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、 <b>孤独・孤立対策としての見守り等</b> または <b>空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営</b> を実施する場合は <b>12,000千円/協議会等</b> ）



## 居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況；108協議会（全都道府県・63市区町）が設立（R3.6.30時点）

## 居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・ 設立状況；415者（47都道府県）が指定（R3.6.30時点）